

# 子どもに、絶対、万引きをさせない！！ 保護者ミッション

～万引犯罪を自慢げに、武勇伝として語る人間にはいけない！～

## 子どもが万引きをした保護者の苦しみ

子供が万引きをして補導されました。お店からパトカーで警察署へ連れて行かれ、そのことを警察署からの連絡で知りました。とてもショックです。謝罪＆支払いに行ったお店でも頭を下げる子供の横で、ただただ涙ながらに謝る事しかできませんでした。子供からのSOS信号を見落としていたのではないかとという自責の念に押しつぶされそうです。高学年になり親がいちいち口を出すとうとうしがるので、少しずつ本人に任せながら見守って来たつもりでしたが…。本人に聞くと、万引きはいけないと言う気持ちが40%、それが欲しいと言う気持ちが60%だったと言いました。実は前日にも同じシリーズを万引きしていたと言う事をお店で告白したそうで、更にショックを受けてしまいました。おそらく、初めての万引きが成功してしまったので、翌日また同じ行為をしたところを補導された、と言う事ようです。子供は警察署で万引きに関するビデオも見たり、作文を書かされたりしていたようで、引き取りに行った時は泣きながら出て来ました。子供を信じて少しずつ任せていただけに大変ショックで、今後、子供を信用できるか…これからどう対処して行けばよいのか…分かりません。つい数時間前に帰宅したばかりで、夫は出張中のため、まだ気持ちが落ち着いていないので長くなってしまいましたが、子供の将来のために今親はどう対処すればよいのでしょうか…。私の何かが間違っていたのでしょうか…。

愛して、大切に、時には厳しく育てて来たつもりでしたが、今までの子育てを全て否定され、「母親失格」の烙印を押されたようで、子供に自信を持って接する事が出来なくなりそうです…。わが家の場合はお友達とのゲーム感覚で、やはり1度成功したため回数を重ねてしまったようです。決して真面目タイプではないですが、正義感が強く万引きのような事件だけは起こさないと思い込んでいました。深夜子供の寝顔を見ながら、なぜ？と問い、中学1年の反抗的な態度に対する自分自身の接し方を振り返り、悔やみ、愛しく感じ、そしてどこかでこのような思いにさせられている現実を恨む自分がいます。つらいですね。私自身まだ全く自信はありません…

## 万引きの子どもの背景

### 背景1 友だちなどの影響

子どもの万引きの特徴は、共犯が多いことです。心理的背景として、「誘いを断れない」というケースが見受けられるなど、友人関係が一因となっていると考えられます。但し、再犯では共犯のケースが減り、友だちの影響を受けずに単独で万引きに及んでいます。

### 背景2 ゲーム感覚

子どもの万引きでは、「ゲーム感覚」から万引きに至るケースが多く、軽い気持ちで万引きをしているといえます。ただし、再犯では「ゲーム感覚」から「単にほしかった」が増えるなど、初めから万引き目的で犯行に及んでいます。

### 背景3 軽い気持ちで万引き

子どもたちは「捕まるとは思っていなかった」「運が悪かった」と、軽い気持ちで万引きをしています。また、犯行を繰り返すにつれて、「犯罪として処罰されると思っていた」「反省している」が減るなど、モラルの低下が認められます。

(万引きに関する調査研究報告書 2009年8月、警視庁より)

### 規範意識

	少年
捕まるとは思っていなかった	46.2%
何も考えていなかった	22.1%
捕まっても弁償すれば済むと思っていた	3.2%
悪いことだと思っていなかった	5.5%
小計	77.0%

### 心理的背景

	少年
ゲーム感覚	26.8%
単に欲しかった	23.3%
孤独	4.0%
むしゃくしゃした	4.0%

警察庁 2010年万引き防止官民合同会議資料

## 「子どもに、絶対、万引きをさせない」教育

一度でも万引きをしてしまうと、再び万引きをしてしまう可能性が高まります。まず、絶対に万引きをさせないことが大切です。どんな誘惑にもまげず乗り越えることができる強い心を育てるのは大人の責任です。

## 子どもの万引対策

子どもが「自分は周囲の人から大切にされている。信頼されている」ことを常に自覚できるように対応することが大切です。そして「自分は人のものを盗むような自分勝手な子どもではない」という自覚を待たせることが大事です。

- ①しっかりと金銭感覚を身につけさせ、計画的なお金の使い方を覚えさせる。
- ②他人のものやお店の商品を取れば「どろぼう」になることを教える。
- ③子どもの交友関係に注意する。
- ④万引きに限らず、子どもの非行について関係者すべてが情報を共有化し、同じ態度で接する。

## 万引きが見つかるとうなるの？

- お店から警察や保護者に連絡が行き、未成年の場合は保護者が迎えに来ないと帰してもらえません。また、学校に連絡されることがあります。
- 逃げようとして店員や警備員や来店客に抵抗すると、強盗罪になります。
- 児童相談所や家庭裁判所から招集され親子で指導を受け、犯行を繰り返すと少年院での矯正教育となります。

## もしも、子どもが万引きをしてしまったら

### ●「二度としない」と決意する

はじめての万引きのあと適切な対応をしないと、結果的に非行を助長することがあります。

### ●きちんと叱る

「怒る」のではなく、毅然とした態度で「叱る」ことが大切です。

### ●子どもと一緒に、万引きした店に謝罪に行く

保護者が身をもって謝罪する姿を見せることで、子どもは自分が万引きをしてしまったことの重大さに気付きます。

### ●万引きをした理由・原因をさぐり、子どもと向き合う

家庭(放任、虐待、過保護、家庭不和、過干渉)、学校、友人関係に悩みを抱えている場合があります。

## 親の対応 子どもが万引きをしてしまったら

### <ダメな親・困った親> ×

- 自分の子どもが罪を犯したことを真剣に受け止めない
- 子どもの指導やお店への謝罪をなおざりにして、被害品を買い取ることで済ませようとする
- 万引きをした原因を、他の子どもに誘われたためなどと、他人のせいにする。一緒にやった他の子どもばかりを責める
- 子どもが万引きを繰り返してしまうと、見捨ててしまう
- 世間体や学校に知れることばかり気にしている
- 「なぜ自分の子だけ捕まえる」と、子どもの万引きを通報した店側に対してクレームをつける

### <良い親> ○

- 子どもの手をけして離さない、けして突き放さない
- 子どもと向き合い、万引きした理由や原因をさぐる
- 怒るのではなく、きちんと叱る。  
(正義と不正を教え、不正を行ったから叱る) ※
- 他の子どもに誘われたとしても、人のせいにならない
- 子どもの万引きを父親と話し、子どもと向き合う
- 子どもが万引きをしていた場合、いっしょに警察署で事情を説明し、さらに万引きした店に謝罪に行く
- 親子で地域の活動や行事に参加する

## Check 家庭の教育をもう一度振り返ってみましょう

- 日ごろから家庭のふれあいを大切にしていますか。
- 良いこと、悪いことの区別をしっかりと教えていますか。
- 子どもが間違ったことをしたとき、きちんと叱っていますか。
- ねだるこどもに我慢させていますか。
- 保護者自信が、子どもの手本になるような生きかたをしていますか。
- 人を思いやる気持ち、人の痛みを感じる心を育てていますか。
- 子どもが話すことを、子供の目を見てきちんと聞いてあげていますか。
- 愛ある言葉を使っていますか。「ありがとう」「だいじょうぶ」「ほっとけない」「すごいね」「(その子の名前)」

## ひとりぼっちで悩まないこと

独りで悩まず、人生の先輩方や地域の児童相談センターや教育相談センター、警察の少年課等に相談してください。子を産んだから親になるわけではありません。このような経験を通して親になっていくのです。

## 地域でできる取組があります

子どもの健全育成には、地域の方々の協力が不可欠です。

- 地域の子どもは地域で育てるという気持ちで、普段から近所の子どもと明るい挨拶を交わし、優しく温かく見守り、そして間違ったことをしたときは厳しく叱りましょう。もちろん、大人同士が、あいさつ・声かけをすることも大切です。
- 子どもを犯罪被害から守るための防犯パトロール等の途中で、万引被害の多い店舗の巡回をしましょう。その際には子どもへのあいさつ・声かけも忘れずに！
- 子ども自身が万引きについて考えるような取組(ディベート大会、作文、ポスター制作、意見発表会など)を、学校、PTA、健全育成団体、町会等が連携協力して実施してみましょう。
- 商店では、顧客への積極的な声かけ、死角をつくらない店内レイアウト、商品陳列の工夫、万引防止のための防犯機器の設置など「万引きをさせない」店づくりに務めましょう。制服警察官や地域ボランティアの巡回を積極的にお願ひしてください。
- 職場体験の際、お店では万引きのために店では利益が出なくなり本当に困っていることを説明してください。保護者側も子どもが職場体験で学んだことを聞く姿勢が大切です。子どもは多くのことを学んだはずです。

**地域全体で、子どもを見守る環境作りをいっしょに進めていきましょう。**

## 子どもに、絶対、万引きをさせない！！ 保護者ミッション

自分の子どもや地域の子どもに万引きをさせないためにあなたができることを考えてきましょう。

※正義とは・・・本来、人は多くの人と対話し、助けあうことで生活が成り立ち、人の輪の中で幸せを感じます。そういう温かな心を持った人が正義の人になります。公正としての正義とは、「ともに生きる」という意味です。